

# 蒲生俊文の「神国」観と 戦時下安全運動

——戦争遂行と安全確保の結節点

横関 至

---

はじめに

- 1 蒲生俊文の大日本産業報国会への参加をめぐって
- 2 大日本産業報国会の安全運動と蒲生俊文
- 3 『本居宣長玉鉾百首論釈』にみる蒲生俊文の「神国」観
- 4 戦争遂行と安全確保に関する議論

おわりに

はじめに

安全運動は、労働者の安全を確保し労働者の生命と健康を守ることを課題としていた。そのため、人を殺すことを奨励し国民に生命まで投げ出すことを強いる戦争の時期においては、安全運動は戦争遂行と安全確保という一見すると相対立する課題への対処に当面せざるをえなかった。この対処の内実を解明していくことは、戦時下の安全運動が果たした役割を明らかにする上で不可欠の作業である。本稿の課題は、その作業の一環として、安全運動指導者の一人である蒲生俊文の「神国」観に着目して、蒲生における戦争遂行と安全確保の結節点を探ることである。

蒲生俊文は日本の安全運動の創始者の一人であり、安全運動の史的分析には欠かすことのできない人物である。その略歴は、以下の通りである<sup>(1)</sup>。裁判官であった父の任地である栃木県で1883年

---

(1) 蒲生の経歴については、堀口良一「蒲生俊文と安全運動」(『近畿大学法学』49巻2・3号, 2002年, 132-134頁)に詳しい。ここでは、この研究をふまえつつ、1958年時点での蒲生俊文履歴書(中央労働災害防止協会安全衛生情報センター所蔵ファイル。1958年9月20日の日付, 捺印有り)に基づいて記している。なお、公職追放については、いつ追放になり、いつ公職追放を解除されたのかは不明である。公職追放該当者であったことは、判明している。追放事由は「産業報国会中央本部理事」であった(総理庁官房監査課編『公職追放に関する覚書該当者名簿』日比谷政経会, 1948年, 77頁)。1958年時点での履歴書には、公職追放されていた時期に占領軍に勤務したと記されているが、その実態も不詳である。その履歴書によれば、「終戦後」には「産報会理事タリシ所以ヲ以テ追放サレタルモ宛モGHQ内ニ労働顧問委員会組織サレタルニ際シ同会ノ委嘱ニヨリ特別労働顧問トシテ勤務シタリ」と。この点も含めて、蒲生の戦後の軌跡の解明は今後の重要な課題である。

に生まれ、庄内中学・仙台の旧制二高を経て1907年に東京帝国大学を卒業し、1911年から東京電気（現在の東芝の前身）に勤め、1914年に「同社内ニ安全運動ヲ創設」した<sup>(2)</sup>。1923年に東京電気を退職した後は内務省嘱託、産業福利協会常務理事、協調会理事・常務理事として、さらには大日本産業報国会（以下、「産報」と略記）理事として安全運動に関与し続けた。戦後は公職追放となったが、占領軍の下で働き、再建された安全運動に参加し、1950年には労働大臣功労賞、1957年には紫綬褒章を授かり、1966年に満83歳で死去した。

ここで、戦時下の安全運動および蒲生に関する研究史について一瞥しておこう。まず、安全運動の通史である中央労働災害防止協会編集・発行『安全衛生運動史』（1984年）は、安全運動を取り巻く環境について、次のように記している。「支那事変以降は食糧、物資もしだいに窮屈になり、やがて、すべての物資が兵器製造に優先的に向けられていった。もはや、安全装置などの設置を望む声も、軍需工場などでは駐在していた軍管理官の『一人や二人死んだからといってどうというのだ。前線では毎日何千人の将兵が皇国のために死んでいるんだぞ。職場で職工が倒れるのは名誉ではないか』の一言でかき消されてしまった。工場の安全は空襲対策にしぼられ、工場照明は極く必要なところだけを除いてほとんど暗黒と化し、機械や通路の安全柵は『空襲のとき避難のじゃまになる』といって取り除かれた」（201-202頁）。しかし、安全運動の当該時点での活動が「軍管理官」の「一言でかき消されてしまった」という状況だったのかどうかは、検討の余地があろう。また、同書は戦時下の安全運動指導者たちの行為について、「戦争という“異常乾燥”で、せっかく芽をふいた安全運動は停滞した。肺炎の床に伏す三村起一を囲んで、蒲生俊文も鈴木文治も、手を取り合って涙を流すのが精一杯の抵抗であった」（202頁）と記している。ここでは、戦時下における安全運動と戦争遂行との関わりについて検討されることなく、「手を取り合って涙を流すのが精一杯の抵抗であった」と描かれている。果たしてそうであったのだろうか。蒲生自身の回想においても、安全運動と戦争との関わりには言及していない。1952年10月16日の第7回全国安全衛生大会での特別講演「安全運動者刮目せよ」（『安全衛生』93号、1952年12月号、8頁）において、蒲生は安全運動の展開について次のように回想している。「はじめは物の安全に力を入れた。次に機械の防護に力を入れ、それでも不安全であったので、後になってこれを扱う人間の安全化を考え、ポスターとか掲示板、映画、講演を行って教育をしているうちに成績が上って来るようになった。それからさらに大衆安全教育時代が来るようになった」と。ここでも、戦争遂行にどのように関与したのかという問題は、検証されていない。

蒲生の安全運動指導者としての1930年代までの活動と思想については、既に堀口良一氏の一連の研究において解明されてきたが、戦時下・戦後の蒲生の思想と行動についての研究は始まったばかりであるといって過言でない<sup>(3)</sup>。また、産報に関する研究においては、この十数年の間に、健康増進運動や衛生改善の取り組み、音楽活動の分析についての研究が蓄積されてきたが、産報と安全運

(2) 前掲、1958年時点での蒲生俊文履歴書より。

(3) 堀口氏の論文では1930年代までの安全運動の分析が主であり、戦時下・戦後については、残された課題となっている。

動との関わりについての検討は未だなされていない<sup>(4)</sup>。

このように、従来の安全運動の分析においては、戦争遂行と安全運動との関わりについての検討がなされないまま、戦時下の安全運動についての評価が下されてきたのである。戦争遂行という事態に安全運動はいかなる対処をしえたのか、戦争遂行と安全確保という一見すると矛盾する事柄をどのように把握して運動を進めてきたのかという点については検討されてこなかった。蒲生研究においても、戦時下の分析は始まったばかりである。

分析対象の時期は、蒲生の産報への参加以降の時期に焦点を絞って検討していく。検討の対象は、蒲生の著作、雑誌掲載論文である。著作のうち、『本居宣長玉銚百首論釈』（以下、『玉銚百首』）と略記、大日本雄弁会講談社、1942年12月）は、従来の蒲生研究ではほとんど言及されてこなかった書物である。

## 1 蒲生俊文の大日本産業報国会への参加をめぐって

産報への参加をめぐって協調会が分裂した際に、協調会の3人の常務理事のうち蒲生と町田辰次郎が協調会から産報に移った（法政大学大原社会問題研究所編、梅田俊英・高橋彦博・横関至著『協調会の研究』柏書房、2004年、187-191頁、261-262頁）。

蒲生が産報に参加した要因として、次の2つのことが挙げられる。1つは、内務官僚であった河原田稼吉・湯沢三千男との人的関係であり、いま1つは協調会の中で産報への参加を推進する勢力の代表であった常務理事町田辰次郎との思想的親和性である。

まず、1つめの河原田稼吉・湯沢三千男との関係である。次表から明らかのように、一介の民間人であった蒲生が安全運動を続けていく上で格好の地位を得た際には、内務省官僚出身の河原田か湯沢が常に上司として存在していた。内務省社会局の嘱託になった時、産業福利協会常務理事に就任した時、協調会に参加し協調会常務理事に選任された時そして産報に加わり安全部長になった時——こうした節目節目に、河原田と湯沢が登場しているのである。このように、内務省官僚の河原田稼吉と湯沢三千男によって、蒲生は常に引き立てられてきたのである<sup>(5)</sup>。

---

(4) 高岡裕之「大日本産業報国会と『勤労文化』」、下西陽子「戦時下の農村保健運動」（赤澤史朗・栗屋憲太郎・豊下楯彦・森武磨・吉田裕編集『年報 日本現代史』7号、現代史料出版、2001年）や、高岡裕之編『資料集 総力戦と文化』第2巻（「厚生運動・健民運動・読書運動」、大月書店、2001年）等を参照されたい。

(5) 河原田や湯沢が安全運動を展開していた民間人の蒲生を一貫して引き立ててきた理由は、未だ判明していない。官僚としての河原田や湯沢にとって、安全運動指導者を引き立てることはどのような利点があったのか、いつ頃から交流があったのか、思想的な共通性の有無なども不詳である。今後の検討に委ねたい。河原田の議論の特徴については、堀口氏の前掲「蒲生俊文と安全運動」（『近畿大学法学』49巻2・3号、159頁、(4)(5)）や高橋彦博氏の河原田論（前掲『協調会の研究』145-147頁）を参照されたい。

表 蒲生俊文と河原田稼吉・湯沢三千男の関係

	蒲生俊文	河原田稼吉	湯沢三千男
	二高	一高	一高
	東京帝大	東京帝大	東京帝大
1924年	内務省社会局嘱託	内務省社会局 第一部長	内務省衛生局保健課長
1925年	産業福利協会設立 常務理事	内務省社会局 第一部長	内務省衛生局保健課長
1931年		内務次官	
1936年	協調会参事	協調会常務理事	内務次官
	産業福利部副部長		
1937年	協調会常務理事	内務大臣（林内閣）	「依願免本官」
1938年	産業報国連盟理事	産業報国連盟理事長 貴族院議員	
1939年		文部大臣（阿部内閣）	
1941年	協調会常務理事辞任	産報常任顧問	産報理事長
	産報安全部長		内務次官
1943年	産報理事	大阪府知事	内務大臣（東条内閣） 貴族院議員

備考 協調会の役職については前掲『協調会の研究』、産業報国連盟については「産業報国連盟役員」（『協調』15号、1938年8月15日および神田文人編集・解説『資料日本現代史 7 産業報国運動』大月書店、1981年、43頁）参照。河原田、湯沢の経歴については戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）に依拠した。河原田が産報常任顧問であったことについては、「大日本産業報国会役員」1940年11月（前掲『資料日本現代史 7 産業報国運動』222頁）参照。蒲生の産報理事という経歴については、蒲生俊文著『戦時下の産業安全運動』（大日本雄弁会講談社、1943年）所収の「著者略歴」より。

蒲生の人生に大きな影響を与えた河原田稼吉と湯沢三千男は、蒲生の東京帝大での後輩にあたり、蒲生は1907年卒業、河原田は1909年、湯沢は1912年卒であった。河原田と湯沢は一高・東京帝大での先輩・後輩であり、文官高等試験の合格年も河原田が3年先輩であった。この2人は、内務省次官を経由して大臣となり、貴族院議員に選任され戦後は公職追放となったという経歴が似ていた<sup>(6)</sup>。

(6) 河原田は1886年生まれ、湯沢は1888年生まれで、河原田は一高・東京帝大での先輩であり、文官高等試験の合格年も河原田は1909年、湯沢は1912年と河原田が先輩であった。河原田と湯沢の両名は公職追放になった。以上の事柄については、前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』参照。

個人的にも、河原田と湯沢は親しい間柄であった<sup>(7)</sup>。

蒲生が産報に参加した要因を考える際に無視できないもう1つの事柄は、協調会常務理事町田辰次郎との思想的親和性である。この時期の蒲生の発想を知る上で、協調会発行『協調』（編集兼発行人町田辰次郎）に発表された「敬神尊王の大義」は、注目に値する<sup>(8)</sup>。そこでは、天皇を現人神とみなすが故に「敬神尊王」とは「1つことの2つの表示である」と規定した。「天照大神を其儘に表現せさせ給ひ、大神の其儘の延長として御魂を此世に活躍せさせ給ふ現人神<sup>あらひとがみ</sup>としての尊き御方が 天皇であらせられるのであるから、我等の 敬神と言ふ語と 尊皇といふ語とは1つことの2つの表示である」（『協調』10号、1938年3月15日、1頁）と。天皇と国民との関わりについては、「天皇陛下は 天照大神と御一体であらせられ、我々国民は長くも其大御心の中にそつくり包まれ融け込んで居るのである」（同上）と記している。そして、「敬神と 尊皇とを別々に取扱ふところの考へ方は之は『外国ぶり』の考へ方であつて『日本ぶり』の考へ方ではない」（同上）とし、「敬神尊皇とは2つのことでは無くて1つことを現はすところの熟語である。此事を知らざる者は大義を誤る者である」（同上）との評価が示された。

こうした蒲生の発想と共通するものを有していたのが、同じく協調会常務理事をしていた町田辰次郎である。町田は「産業道と産業報国運動」（『協調』14号、1938年7月15日、1頁）のなかで、「神国」であることを強調して論を展開している。「吾人産業人が神の御意思に従ひ天津日嗣の大君たる 陛下の大御心を翼賛し奉る時其処に産業道が在るのである」、「我日本は天照大神の御国であり天皇の御国であり神国である」、「吾等産業人は皇国臣民として、神国日本の現神<sup>アラヒトガミ</sup>であらせられる 天皇に全心身を捧げ奉り産業を通じて御輔賛し奉るべく念願せねばならぬ。其処に産業道が具現するのである」、「産業は以上の如く神国の天業を翼賛し奉る大聖業である。而して我国は祭政一致の神国である」、「神を中心に、労資共に陛下の赤子であり、皇運の扶翼者たる神格者なる事を自覚し、一体となり以て産業に奉仕せねばならぬ」と。こうした「神国」観は、蒲生が「敬神尊王の大義」で記したことと共通するものであった。産報への合流を主張する町田常務理事と蒲生が行動を

---

(7) 河原田と湯沢の親密さは、戦後の公職追放解除後に河原田が衆議院議員に立候補した際に、湯沢が応援弁士をつとめたことに示されていた。湯沢は、公職追放解除後の河原田稼吉の選挙の応援演説に出かけた際に、一高同期の三村起一を誘っている（三村起一「故湯沢三千男君を想ふ」、山岡憲一編集発行『湯沢三千男さんの思い出』東京重機工業株式会社内同刊行会、1963年、215頁）。三村は湯沢と一高同期であったが、学生時代は「別段特に親しくなかった」（同上、214頁）が、「然し社会に出て彼が内務省に入り、私が住友金属工業の現場に働く頃から親交を結んだ」（同上）。三村は安全運動の指導者であり、1943年時点で「住友本社取締役理事、住友鉱業社長」であった（『昭和19年朝日年鑑』朝日新聞社、1943年、624頁）。安全運動の歴史的役割を分析する上で、民間人の安全運動指導者蒲生と内務官僚出身で大臣経験者の河原田・湯沢との関係、安全運動指導者の経歴を有する三村が住友本社理事に就任したことの評価、その三村と内務官僚湯沢との交友関係などは検討に値する課題であろう。

(8) 第3章で検討する『玉鉾百首』所収の文章と同趣旨のことが書かれている。蒲生は、この他に、「只是れ一念子」（『協調』3号、1937年8月15日、1-2頁）、「俚諺考」（『協調』6号、1937年11月15日、1頁）を発表した。

共にした理由を考えると、こうした認識の共通性があったことを看過することはできない<sup>(9)</sup>。

このように、河原田・湯沢との人間関係と、協調会内部で産報参加を推進していた町田との思想的同調性とが相俟って、蒲生は産報に参加したのである。

## 2 大日本産業報国会の安全運動と蒲生俊文

蒲生俊文は、協調会常務理事から産報へ移り、労務局安全部長として産報の安全運動の責任者となった。1941年2月10日時点での「大日本産業報国会中央本部事務局の陣容」では「安全部長（事務取扱）」は長谷川透労務局長であったが、4月16日に蒲生が安全部長に就任した（前掲『資料日本現代史7 産業報国運動』544-545頁）。

労務局安全部の掌握事項と活動内容は、1941年1月の「大日本産業報国会の結成と其の活動目標」によれば、次のように記されている。「安全部は危害予防、公害防止等の事項を掌るのでありますが、之が実施の方法に関しては安全大会、安全週間の実施に止らず直接職場に進出して技能部と同様実地指導並に講習会等を行ふのであります」（同上、235頁）。この労務局は、本部事務局を構成するものであった。「中央本部事務局の構成」は、「事務局の構成は理事長の下に調査室、総務局、錬成局、労務局、厚生局の1室4局を置き」（同上、234頁）と記している。

産報には労務局安全部が設置され蒲生が安全部長に就任したが、産報は安全運動を重視してはいなかった。そもそも、安全運動の機関誌で協調会から発行されていた『産業福利』は産報に継承されず、『産業福利』は蒲生らが新たに結成した産業福利研究会によって刊行された（拙稿「解題 産業福利研究会による『産業福利』の発行継続」法政大学大原社会問題研究所監修、梅田俊英・高橋彦博・横関至編集・解題『協調会史料「産業福利」復刻版、別巻解題』柏書房、2007年、参照）。さらに、1941年3月7日の産報理事長湯沢三千男の「産業報国青年隊結成ニ関スル依頼ノ件」の「第五条 本隊ハ左ノ事業ヲ行フ」では、「三 体育、保健、娯楽、生活訓練等ニ関スル事項」は提示されているが、「安全」に関する言及はなされていない（前掲『資料日本現代史7 産業報国運動』245頁）。1941年4月24日付けの産報理事長「産報青年隊事業細目」でも、「安全」という言葉は使用されていない（同上、248-249頁）。1941年7月に出された産報の「産報生活指導要綱」においても、「安全」に関する言及はなされていない（同上、268-269頁）。このように、産報における安全問題の位置づけは、低いものであった。

しかも、1941年12月の産報の改組によって、労務局が廃止され、労務局安全部は消滅した。1941年12月6日の産報「大日本産業報国会中央本部事務局規定中改正」では、「第一条 事務局ニ理事長室、総務局、業務局及勤労管理協議会事務室ヲ置ク」（同上、304頁）となり、錬成局、労務局、厚生局が廃止された。新設された業務局に設置された部は、錬成部、技能部、厚生部であった。そして、技能部の事務の中に、「6 危害防止其ノ他安全運動ニ関スル事項」、「7 公害防止ニ関スル事項」が含まれた。安全部長であった蒲生は、新しい体制のもとでは、中央本部の構成員から外

(9) 拙稿「町田辰次郎と協調会」前掲『協調会の研究』所収、参照。ただし、拙稿執筆の時点では、蒲生の発想との親和性という問題は視野の外に置かれていた。

れた（同上，545－546頁）。安全部がなぜ消滅したのかは，不明である。

産報安全部が消滅した後も，蒲生は産報にとどまり，安全運動に関与した。著作を刊行し，論文を発表し，安全講演会の講師をつとめた。『産業福利』にはほぼ毎号寄稿しており，『日本工業技術』1942年2月号には「緊急時に於る労働安全」が掲載された。さらに，1942年6月には『安全運動30年』が奨工新聞社から，1942年12月には『本居宣長玉銚百首論釈』が大日本雄弁会講談社から出版された。1943年8月には『戦時下の産業安全運動』が大日本雄弁会講談社から出された。1943年の安全講演会は，「東京，名古屋，大阪，福岡ニ於テハ安全大講演会ヲ開催セリ」という状況であった（「昭和18年度中央本部活動概況」『資料日本現代史7 産業報国運動』458頁）。1943年11月には，新居浜市の住友財閥関連企業－住友化学工業，住友鋁業別子鋁業所，住友機械工業，住友アルミ製錬，住友化学第2アルミナ工場－を対象とした安全講演会が集中して開催された（『産業福利』第18巻12号，1943年12月，69頁）。

1943年11月19日には，「蒲生先生を囲むの会」が開かれた。趣意書によれば，「銃後生産力の飛躍的増強こそ，刻下の最緊急事と相成り居り候」，「工場能率の絶対的向上と生産作業の安全化の実現を期することが現下の緊急要務と思惟せられ，吾人の使命も又ここに存するものと確信罷在候」，「就ては此機会に我国安全運動の首唱者たる斯界の先達，産業福利研究会理事長蒲生俊文氏を中心に時局下に於ける工場勤労問題を討議し，相互啓発の資と致したく」とある（『産業福利』第18巻12号，1943年12月，68頁）。会への出席者は，「実に蒲生先生と一心同体の共鳴者で多年相共に我国安全運動の開拓に協力し来つた民間同志の人々」（同上，68－69頁）であった。このように説明されている出席者のなかに，鈴木文治，松岡駒吉，河野密が含まれていた（同上，69頁）。安全運動指導者を「囲む会」に，鈴木文治，松岡駒吉，河野密らかつての労働運動指導者が参加していたことは，労働運動指導者と安全運動との関わりを考える上でも，労働運動指導者の戦時下の行動を分析する際にも看過できないことである<sup>(10)</sup>。

ところで，安全週間は，1943年から様変わりした。1943年6月1日より1週間，全国一斉に安全週間が開催されたが，この年の安全週間は従来のものとは異なり「戦力増強」という字句が加えられた。「決戦下昭和18年度ノ安全週間ハ特ニ『戦力増強』ノ句ヲ冠シ，6月1日ヨリ1週間全国一斉ニ実施セラレタリ」（前掲『資料日本現代史7 産業報国運動』459頁）と。さらに，この安全週間に先立って，「戦力増強安全管理者大会」が開かれた。「安全週間ノ実施ニ先立テ関東各府県代表，東京産報傘下安全管理者三千人ノ参集ヲ求メ，『戦力増強安全管理者大会』ヲ開催」（同上）した。

1944年7月8日の「大日本産業報国会説明要旨」では，「産業災害ノ防止ニ関シテハ従前安全運動ニヨリカヲ注ギ来レルガ」（同上，480頁）とされており，蒲生らの展開してきた安全運動のやり方が踏襲されている。また，1945年の「国内非常化（空襲その他）した際に於ける産報運動」には，「7 疾病対策」のなかに，「ハ 安全管理者，安全委員の最高度の活動」という記述がある（同上，510頁）。この文書は，資料解題によれば「東京大空襲以前のものと推定してここに配置した」（同

(10) 拙稿「戦時体制と社会民主主義者－河野密の戦時体制構想を中心として－」（日本現代史研究会編『日本ファシズム（2） 国民統合と大衆動員』大月書店，1982年）では，労働運動指導者と安全運動の関わりを検証するという視点は欠落していた。

上、581頁）と記されている<sup>(11)</sup>。しかし、1945年6月の産報の「最後の機構改革」であった「大日本産業報国会中央本部事務規定」（同上、518-520頁および資料解題581頁）では、「安全」とか、「安全指導」ということへの言及は無い。

このように、安全問題を積極的課題とは位置づけていなかった産報のなかにあつて、蒲生は安全運動を継続していったのである。前掲『安全衛生運動史』202頁では、安全運動を取り巻く環境について、「もはや、安全装置などの設置を望む声も、軍需工場などでは駐在していた軍管理官の『一人や二人死んだからといってどうというのだ。前線では毎日何千人の将兵が皇国のために死んでいるんだぞ。職場で職工が倒れるのは名誉ではないか』の一言でかき消されてしまった」（201-202頁）と記している。しかし、安全運動の当該時点での活動は「軍管理官」の「一言でかき消されてしまった」という状況ではなかったのである。それどころか、「戦力増強」を冠した安全週間が登場しており、戦時下の安全運動が展開されていたのである。

### 3 『本居宣長玉鉾百首論釈』にみる蒲生俊文の「神国」観

当該時期の蒲生俊文はどのような発想を有していたのであろうか。それを窺い知ることのできる書物が存在する。1942年12月に大日本雄弁会講談社から刊行された蒲生の著書『玉鉾百首』の序文には、「私の衷心の披瀝である」（序文-3頁）と記されており、「我が思ふ 心のまにま 今の世に 光に照らし 説き明したり」（230頁）、「今の世に あらませば 斯く書くべしと 吾が思ふまに 解き進めたり」（同上）との和歌が収録されている。こうした点から、この『玉鉾百首』を当該時期の蒲生の公的に表明された発想を知る上で格好の書物であると判断して間違いなからう。

『玉鉾百首』では、「神国」であることが強調されている。「我が国は神国である。神ながらに産靈の働きによりて弥栄に延び弘がり生ひ育ちて窮るところなき生命である。我々国民は此の大生命の中に渾然として融合帰一一体となった時、個人有限の生命を超越して国家の無量の大生命と一体になる。是れ即ち限り無き生命に入る唯一の方法である」（157頁）と。蒲生は、「神国」の国民であることの「光栄」を説いた。「我々は何の幸いぞ、凶らずも神国日本の国民と生れ、大御稜威のもと宇宙を貫く処の光栄に浴しつゝ、大手を振って大濶歩することよ。徒に外国に向かふ心は打捨てなければならぬ」（48頁）と。こうした発想の故に、戦争で死ぬ若者にその死が価値あるものであり、「現在個人の有限的生命の果敢なさを嘆ずるを止めよ」と説いた。「靖国の英霊は国家永遠弥栄の生命に帰入したものである。個人に死して国家に生きたものである。現在個人の有限的生命の果敢なさを嘆ずるを止めよ」（157頁）と。

天皇は「現人神」として位置づけられている。「天照大御神を其儘表現せさせ給ひ大神の其儘の延長として御魂を此の世に活躍させ給ふ現人神としての尊き御方が天皇さまでいらせられるのであるから、我等の敬神といふ語と尊皇といふ語とは1つことの2つの表示である」（71-72頁）。この

(11) 前掲の蒲生俊文履歴書には、1915年に「始メテ工場安全委員会ヲ組織ス」との記述がある。工場における安全委員は戦時下において継続され、戦後にも継承された。安全委員の史的分析も今後の重要な研究課題の1つである。

「現人神」としての天皇と国民との関係について、「我国は一君万民」（6頁）であり、「国民は天皇さまの大生命に帰入し大生命と一体となりて存立の意義を発揮するのが我国本来の建前である」（11頁）とみなし、「国民は大御心に包摂され帰入する尊き国体は、独り我日本あるのみ」（10-11頁）と記している<sup>(12)</sup>。

当面している戦争については、「我国肇国以来の神慮の致すところ」であるが故に国民は協力すべきであると論じている。「今や大東亜戦争は着々として其の歩を進めつゝあるが誠に是れ我国肇国以来の神慮の致すところであつて我が国民一億が同心協力以て御聖業に翼賛し奉るのが本来の面目である」（85頁）と。戦争に直面している「現代日本人の光栄」について、次のように書いている。「肇国以来の大理想実現の爲めに八紘為宇の大精神を高揚して、有史以来未曾有の戦果を挙げつゝ着々として其の道を進んで居る。千載一遇の此の好期に因らずも生まれ遇ひたる我々現代日本人の光栄はそも如何ばかりぞ。我々は此の輝かしき此の時代の此の日本に生まれたことを祝福しなければなるまい」（140頁）と。戦争の現状については、「我々は大東亜戦争にて有史以来未曾有の赫々たる戦果を祝賀しつゝ『光は東方より』の語の意義をよく味ふことが出来たであらう」（48頁）とし、「米英既に閉息せば蔭も自ら潰滅すべきである」（192頁）と説いた。

戦争を支える銃後の役割について、蒲生は「御神霊をお迎えし」ての管理という考え方を提示した。「伊邪那岐、伊邪那美二神」は「我々日本国民の模範」であり、「二柱の神々の御意気込、御神霊を迎へ奉り、抱持し奉り神がかりとなつて働くところの我日本兵は神兵である。即ち其の活動は神霊の活動であるから外夷などの人間わざのくらぶべきものではない。前線ばかりではない、銃後も亦然りである。従つて為政家、管理者は御神霊をお迎えし御神霊が国民被管理者全体にいやちこにあらたかに御頭れ給ふやうに努力しなければならぬ。其れが政治の要諦であり、管理の哲理である。之が万国に優れて尊き大日本帝国の誠の道である」（13頁）と。

蒲生は戦争遂行にあたって国民生活を安定させることの重要性を説いた。「政治の要諦は民に憂無からしめるに在る」（109頁）のであり、「国家の総力」（108頁、109頁）をあげての戦争にとって、その配慮は不可欠の事柄であるとの立場を鮮明にした。こうした発想を踏まえて戦時下の安全運動は、次のような位置づけを与えられていた。「凡て今日の経済活動の根拠を為すところの国民の1人も病人が有つてはならぬ。1人も怪我人が有つてはならぬ。1人も窮乏に陥つてはならぬ。生を厚くし民の力を守るは政治の要衝に立つ身の第一の任務である。私が一生涯を投じて努力し来つた安全運動の如きは実に1日も欠く可からざる政治の要綱である」（109頁）と。

ところで、蒲生は、ドイツの「全体主義」について、「我が皇道の建前とは丸で異つたもの」（25頁）としてその受け入れを拒否し、「直く正しき皇国の道を差し置いて、海外諸国の誤りたる邪道に迷い込む世の人々よ」（25頁）と説いた。蒲生によれば、「我国こそ万国の最も優れた国であり、大本の国であつて、我日本こそ万国を指導すべき国である」（9-10頁）。そして、ドイツ型政治への傾斜をみせていた当該時期の流行に釘をさした。「凡ての物は環境と歴史との背景土台の上に生長し形造るものであるから、前提を異にしたところに生ひ育つたものは、一応美はしく又は好まし

---

(12) 1943年8月刊行の『戦時下の産業安全運動』においても、天皇の現人神としての位置づけ（19頁）、天皇と国民との関わり（22頁）などについて、『玉鉾百首』に示されたのと同様の考え方が記されていた。

げに見えても、其れとは前提、背景を異にした我国には当て嵌らぬことを忘れて、只其の誠しやかな議論や方便につり込まれて行く者のあることは歎かましい」（44頁）と。だが、蒲生は単純な外国排撃論の立場には立っていなかった。蒲生はアメリカ発祥の安全運動を受け入れ1910年代から日本での安全運動の第一線で活動してきた人物である。外国排撃の立場に立ったならば、それは自己の過去を否定することになってしまう。蒲生の採った態度は、「凡て我国には我国の尺度があるのであり「用を為すものは喜んで之を迎へ、害を為すものは之を捨つる」（34頁）というものであった。そこから、「我々は常に日本人本来の面目を発揮し、来るものは一々之を吟味して果たして『大ニ皇基ヲ振起ス』ることが出来るか否かの尺度を以て検査をする必要を忘れてはならぬ」（43頁）という主張が導き出されてくる。

このように、蒲生は『玉銚百首』において、当面している戦争を「神国」日本の「現人神」である天皇の下で展開される「我国肇国以来の神慮の致すところ」のものとして把握し、それ故に戦争遂行に尽力することは「一君万民」の国においては当然であり、銃後の安全運動を「1日も欠く可からざる政治の要綱である」と位置づけていた。

#### 4 戦争遂行と安全確保に関する議論

蒲生は前掲『戦時下の産業安全運動』、『安全運動30年』、『産業福利』掲載論文において、戦争遂行と安全確保について自説を展開している。

まず、「謂はゞ今回の戦は即ち生産戦の戦である」（「生産増強・安全報国」『産業福利』18巻1号、1943年1月、6頁）との認識が示された。そして、アメリカの戦争への取り組み状況については、「然らば現時米国の状況は如何。最初の一撃にひるんだ米国は拳闘の最初の一撃に敗を取つたと同じく、何回戦かを繰返へす内にアツパーカットでも喰はす意気込で今は真剣になつて来た。最近に於ては犠牲は覚悟の前で体当りで来てゐる。消耗の率は日本よりも多くても構はない、結局生産力に物を言はせて、長期戦に入り日本の物と人との消耗を甚しくさせて最後の勝利を得ようとするのである。ル大統領が云へる如く、此の世界から日本を全然抹殺し去るまで戦はうといふのである。勿論我は大義名分の正しい戦であり、彼は無名の戦であるが、謂はゞ今回の戦は即ち生産戦の戦である」（同上）と記している。そうした現状把握から、次のような見通しを示した。「若しも緒戦の勝利に安住してしまつて安価な勝利感にひたつて居るならば遂には惨敗を見る事が無いと誰が断言出来るか」（同上）と。1943年8月刊行の『戦時下の産業安全運動』では、「敵米英」の戦争への対応について、次のように記している。「大東亜戦争は緒戦に於て絶大なる勝利を得、赫々たる戦果を挙げたけれども、敵米英は今日迄世界の第一流最大強国である。自由主義、個人主義の彼等も漸く日本の侮るべからざるを感得し、其の生産力に物を言はせて我が国を反撃し来らんとし」しており、「彼れ敵米英は斯くの如く、昔日の自由主義、個人主義、民主主義の姿を脱して営々として戦争目的に国民を糾合しつゝある」（『戦時下の産業安全運動』53-54頁）と。さらには、「今時の大戦争の相貌は、龐大なる物的資源を恃む敵米英との熾烈なる消耗の決戦の連続戦闘となつたことは周知のことである」（同上、63頁）との判断を示した。

こうした戦争認識を踏まえて、蒲生は銃後の果たすべき役割、安全運動展開の意義について次の

ように主張した。「米国は今や本腰を据えて来た。前述の様に生産力に物を言はせて日本を敗らうと考へて居る。我々は何としても勝ち抜かなければならぬ戦である我々は、生産力の増強に一段と魂を込めなければならぬ。然らば我々は此の限りある人力に1人の怪我人も病人も出してはならない。我々は産業犠牲者の絶滅を期するこそ生産増強の第一着手であることを知らなければならぬ。誠に安全運動は国防の第一線である。我々は安全を確保し、人力の保全を来すことは即ち報国の大業である」(『生産増強・安全報国』『産業福利』18巻1号, 1943年1月, 8頁)と。

安全運動をこのように位置づけていた蒲生は、銃後で死者がでることを問題とみなさない発想に対して批判を展開した。1942年6月刊行の『安全運動30年』の「第2章 安全運動の基本理念」においては、「而して第一線の武力活動は銃後国民全体の有機的活動、就中直接には産業活動によりて護られなければならぬことは自明のことである」との基本的立場を明らかにした上で、次のように記している。「然るに伝へ聞くところによれば責任ある地位の者にして『今日は全力を注いで増産々々あるのみ。第一線では戦死しつゝ、戦つて居るでは無いか。怪我や死亡など考へて居るやうでは努力が出来ない。今は安全などを考へる時では無い』と言ふやうなことを言ひ廻つた不埒な者が居たり『安全運動は一応完結した』など、言ふ無知な者がある。而して之等の言が斯界に悪影響を及ぼし、いやが上にも努力せざるべからざる今日に於て、其鋒先をゆるめようとする悪風を馴致しつゝ、あるは何たることであるか」(『安全運動30年』80-81頁)と。また、次のような表現での批判も行っている。「冒頭に於て愚昧なる者が第一線の戦場では戦死しつゝ、戦つて居るでは無いかと如何にも判つた様な口ぶりで其愚昧さを表示して居るが、戦争は兵を殺すことが目的でも無く、又戦死する儘にして居る訳では無い」(同上, 85頁)と。そして、「今日凡ての力を総動員して能率を最高度に維持することを望む時に於て何故に人力破壊防止の安全運動の重要性を諒解し得ないのであるか。其は恐らくは工業的活動の實際を知らざるところの机上の観念の遊戯に没入する徒輩では無いか」(同上, 86頁)との説を開示している。さらに、『産業福利』18巻1号(1943年1月)所収の「生産増強・安全報国」においても、次のような批判を展開している。「生産増強には生産資源の獲得と人力の培養とが根幹である。而して其内人力の培養を以て其根抵とするものである。然るに人力には限りがある。其の限りある人力を、然かも比較的低下し居る体位の人力を弥が上に増大すること無くしては生産増強の道は進めないのである。然るに聞くが如くんば千人に1人位死んでもよいでは無いか、今はそんな事を考へて居る場合では無いと暴言を何の慎みも無く吐き散らすものがあるといふことを伝承した。誠に不謹慎な言辞である。百万人に1人の死傷者も出さざらんとするところに百倍千倍の力が温醸されるのである」(『産業福利』18巻1号, 6-7頁)と。

このように、蒲生は戦争遂行のための戦時動員と安全運動の推進を矛盾なく進行しえと考へており、増産のためには死者がでてかまわないと説く者を戦争遂行のための安全運動を推進しようとする立場から批判していたのである。

## おわりに

本稿は、次の3点を明らかにした。

まず第1に、戦争遂行と安全確保という一見すると相対立する事柄について、蒲生は自己の「神

国」観を結節点として統一的に把握できると考えていた。蒲生によれば、「神国」日本の「現人神」である天皇の下で展開される戦争には勝利しなければならず、その戦争においては前線も銃後も等しく重要な役割を果たすべきものであり、「一君万民」のもとでは労働者の生命の軽視は許されなかった。蒲生の見るところによれば、戦争は長期にわたる「生産戦」であり、その「生産戦」に勝利するためには生産増強が必須であり、欠かせないものは「人力」の保全であった。それ故に、「人力」の保全を実現しようとする安全運動は戦争遂行に不可欠の存在であると蒲生は認識していた。こうして、蒲生においては、その「神国」観が戦争遂行と安全確保の結節点となっていたのである。戦争遂行と安全確保を矛盾なく進めることができる結節点を見出すことによって、蒲生は戦時下においても安全運動を継続していくことが可能となったのである。従来の研究は蒲生の「神国」観についてはほとんど注目してこなかったが、戦争遂行と安全確保の結節点としての蒲生の「神国」観の検討なしには蒲生の戦時下の安全運動の位置づけを行うことはできないことが明確になった。

第2に、産報が安全問題を軽視したという事情の下で、蒲生は「神国」観を発想の基本にすえて、戦時下での安全運動を展開していた。戦時下の安全運動の果たす役割について、蒲生は「誠に安全運動は国防の第一線である。我々は安全を確保し、人力の保全を来すことは即ち報国の大業である」（『生産増強・安全報国』『産業福利』18巻1号、1943年1月、8頁）と位置づけていた。戦争遂行への蒲生の対応は、こうした自己の信念に基づく対応であった<sup>(13)</sup>。この点について、前掲『安全衛生運動史』（1984年）は、「戦争という”異常乾燥”で、せっかく芽をふいた安全運動は停滞した。肺炎の床に伏す三村起一を囲んで、蒲生俊文も鈴木文治も、手を取り合って涙を流すのが精一杯の抵抗であった」（202頁）と記すのみであって、戦時下において戦争遂行のための安全運動が展開されていたことには言及されていないのである。

第3に、蒲生は、安全運動の展開によってより効率的な労働者動員が可能になり戦争推進に有効であると考えていたが故に、銃後の労働者が死んだとしても戦時下だからやむを得ないという発想で遂行される戦時動員に対して批判を加えたのである。

今後の検討課題は、次の2点である。1つは、戦時下の自己の思想と行動が戦争遂行と深く関わっていたことについて、蒲生がどのような総括をして戦後の活動に携わったかという問題の解明である<sup>(14)</sup>。その検討に際しては、蒲生が次のような発想を有していたことに留意したい。「其の時代々々のきまりに従ふのが神の心に従ふことである」（『玉鉾百首』139頁）と。こうした融通無碍の発想であるが故に、それ以前の時期の自己の言動との間に矛盾があったとしても、それを問題とは感じないでいることが可能となる。戦後再開された安全運動に関与していくことを可能にしたのは、こうした発想の故であったと考えられないであろうか<sup>(15)</sup>。前掲の1952年時点での安全運動に

(13) 蒲生の対応は、時流に配慮して余儀なくされたものではなく、自己の信念に根ざしたものであった。時流に順応するために本心を隠していたとみなすことは、できない。

(14) 蒲生は、戦争への自己の関わりについて、どのような総括をおこなっていたのであろうか。戦後の安全運動の分析においては、この問題の解明は避けられない課題である。

(15) 2008年2月15日の協定会研究会による蒲生の娘さん、お孫さんからの聞き取りによると、蒲生は戦後の公職追放に際して自分が追放に該当するはずがないと考えて占領軍に掛け合いにいったそうである。そこには、戦時下の安全運動が戦争遂行に協力するものであったという認識は見られない。

ついでに回想においては、蒲生は戦争遂行と安全運動の関わりや自己の「神国」観には言及していない。もう1つの検討課題は、蒲生の「神国」観の形成過程および戦後の「神国」観の変遷を探求することである<sup>(16)</sup>。

(よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

---

(16) 1924年に発表された「思想善導と其前途」(松村介石主宰の道会の機関誌『道』192号, 1924年6月)には、「神国」への言及はない。『玉鉾百首』以前の時期に蒲生がその「神国」観を提示したものとしては、次の2点がある。1つは、前掲の「敬神尊王の大義」(『協調』10号, 1938年3月15日, 1頁)である。2つめは、「座談会 能率と厚生運動」(厚生省内日本厚生協会『厚生の日』4巻6号, 1952年6月)に「紙上参加」した際の発言である。「人間は生きて居ます, 魂があります。積極的意欲に無い所に仕事は成就しないのです。イザといふ積極的意気込です。之は我邦では伊邪那岐, 伊邪那美二柱の神々の發揮されて国産みを好されたのです。即ち積極的意気込は二柱の神々のみ霊を抱き奉りて立ち上がる時に驚くべき力が發揮されます。日本兵を神兵といふのは此の神がかりの姿だと思ひます。此積極的意気込が厚生施設によりて作り出されます」(『厚生の日』4巻6号, 1942年6月, 80頁)と。蒲生の「神国」観の形成過程の分析には、1924年から38年までの時期の検討が必要となろう。